

## 令和2年度国土交通省税制改正要望

### I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

#### 都市の魅力の向上

- ①居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 1/2 に軽減)の創設
- ②都市の内部で低未利用土地が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」への対策のための特例措置の延長
  - 1) 低未利用土地権利設定等促進計画に基づく土地等の取得等に係る流通税の特例措置の2年間延長
    - ・登録免許税:地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)、所有権移転登記(本則2%→1%)
    - ・不動産取得税:課税標準 1/5 控除
  - 2) 立地誘導促進施設協定に基づき整備し、都市再生推進法人が管理する公共施設等(道路、広場等)に係る固定資産税等の特例措置(課税標準 2/3 に軽減)の2年間延長

### II. 成長力・国際競争力の強化

#### 不動産市場の活性化

- ①優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の3年間延長(長期譲渡所得 2,000 万円以下の部分 所得税:本則 15%→10%、個人住民税:本則 5%→4%等)

### III. 主要項目以外の項目

#### 1. 国土交通省主管

- 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)
- 都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)
- 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換特例の延長(所得税・法人税)
- 認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税標準の特例措置の延長(固定資産税等)
- 農と住の調和したまちづくりの推進のための特例措置の創設(相続税・固定資産税等)
- 管理・利活用される跡地等に対する課税標準の特例措置の創設(固定資産税等)
- 都市再生特別措置法等の改正に伴う所要の措置
- 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例の拡充・延長(所得税・法人税)
- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)

#### 2. 他省庁主管

- 与党復興加速化本部第8次提言等を踏まえた復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置